

令和5年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

(共同生活援助事業)

第1 基本方針

共同生活援助事業所ぴあは、共生社会の実現と意思決定支援を基本として、ご利用者の人格と尊厳を守り、家庭的な雰囲気のもとに安心かつ安全で充実した生活をとおして、ご利用者一人ひとりが地域生活者としての意識が高められるよう支援します。

また、ご利用者が地域において安心かつ安全に生活していくためには、新型コロナウイルスを含む感染症の対策と疾病等の早期発見と治療が重要であることから、日々のご利用者の健康と衛生面に留意するとともに適正な感染予防対策を推進し、安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。

つきましては、令和5年度の重点項目を以下のとおり進めます。

1 虐待の防止と意思決定支援の強化について

虐待の防止を更に推進するために、ご利用者の人権擁護や個人の尊厳、プライバシーに配慮した対応と意思決定支援を重視したサービス提供に努めます。

2 ご利用者支援の質の向上について

ご利用者や家族等からの相談や要望等については、速やかに対応を行います。また、対応困難ケースについては、その内容や経過等を含めケースの作成や振り返りを活用して検証と見直しを適宜実施し、支援サービスの質の向上に向けた積極的なアプローチに努めます。

3 事故の防止について

ご利用者の事故報告やヒヤリハット等の事例を職員会議や世話人会議等において検証し、ご利用者の事故防止と安全対策を更に推進します。ご利用者が地域において安心かつ安全に生活をしていくために、新型コロナウイルスを含む感染症に対する基本的な予防対策と健康管理の徹底を図るとともに、集団感染を防ぐために必要な衛生管理対策を強化します。

4 潤いのある生活の実現について

ご利用者一人ひとりが日々の生活に潤いや生きがい、目標を持って生活ができるようにご利用者の意向に沿ってイベントや行事、外出など、ご利用者の目標となり得る企画について感染症に配慮しながら実施や提供に努めます。

5 高齢ご利用者の対応について

高齢のご利用者で身体機能の低下が著しい方は、怪我のリスクなどを考慮し必要に応じて他の福祉サービスへの移行などについて、関係機関と連携のうえ包括的に対応を進めます。

6 人材育成の推進と接遇マナーの徹底

WEBを含む外部研修や法人内での内部研修会の参加をとおして、専門性を兼ね備えた福祉人材の育成と接遇マナーの徹底を図ります。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（令和5年4月1日現在）

区分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男性	1	1（1）	6	（6）		8（6）
女性			8	12（8）	（3）	22（11）
計	1	1（1）	14	12（14）	（3）	28（17）

※（ ）は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議（サービス管理責任者、生活支援員、世話人）
- ・ ケース会議（支援係担当者）
- ・ 生活委員会（支援係担当者 ※ご利用者代表）
- ・ 防犯・防災対策委員会（支援係担当者）
- ・ 虐待防止委員会（支援係担当者）
- ・ 衛生管理委員会（支援係担当者）

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会（随時）
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加（随時）
- ・ 研究調査・ケース研究（随時）

3 ご利用者の状況（令和5年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区分	ぴあ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	合計
男性	7	4			1		6	4	22
女性			6	5	3	5			19
計	7	4	6	5	4	5	6	4	41

(2) 障害支援区分等

区 分	障がい程度			障害支援区分							
	A	B	計	非該当	1	2	3	4	5	6	計
男 性	5	17	22	0	0	2	13	5	1	1	22
女 性	5	14	19	0	0	2	9	5	3	0	19
計	10	31	41	0	0	4	22	10	4	1	41

(3) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最少 年齢	平 均
男 性	0	1	3	5	6	2	5	77歳	20歳	53.3歳
女 性	1	0	0	2	9	4	3	74歳	18歳	56.8歳
計	1	1	3	7	15	6	8			55.0歳

(4) 障がい別

区	てんかん	自閉傾向	統合 失調症	身体 障がい	ダウン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	内部疾患	体幹機能	強度行動 障がい	心因反応	その他
男 性	2		4				2					
女 性	3		3	2								
計	5		7	2			2					

第3 事業と運営方針

1 事業の内容

(1) 共同生活援助事業 定員42名

共同生活住居8ホーム、サテライト型1カ所

2 運営方針

(1) 事務部門

項 目	事業内容	具体的な内容
事業運営	事業運営の安定・強化	入居率の維持に努めるとともに各種請求事務を適正に行い事業運営が安定かつ効果的なものとなるよう努めます。また、予算執行、在庫管理等において儉約と節制を行います。
	人材の確保	確保が困難なグループホームの世話人について、求人活動を継続的に実施するとともに、更なる人材の確保に向け働きやすい職場環境の構築を目指します。
	グループホームの保全管理	定期的な建物内外の点検をとおして、必要に応じて修繕や改修を行うとともに、経年劣化が著しい箇所については、計画的に修繕対応を進めます。
	食事提供の質の向上	献立表に基づき、適正な栄養管理と治療食、特別食については、個別支援計画に基づき、世話人、支援員、医療機関等が連携をとりながら適切な食事の提供に努めます。
	新規ご利用者の獲得	新規ご利用者の獲得のため高等養護学校等への訪問の継続と希望に応じて積極的な実習などの受入れに努めます。

事業運営	職員・ご利用者の健康管理	年2回（職員は年1回）、定期健康診断及び生活習慣病検診を実施するとともに、異常等があれば早期に通院等の対応を行います。また、職員の健全な心身の維持・向上のため、個々の業務量等に配慮し適正な振分けに努めます。
	防災・防犯体制の整備	ご利用者が安心して活動に参加できる環境の構築を進めるために、定期的に非常食の見直しや更新、防犯体制などの点検や火災、大規模自然災害等を想定した避難訓練を計画的に実施します。

(2) 生活支援部門

生活支援サービス	個別支援と生活支援体制の充実	一人ひとりの障がい特性やニーズを考慮した個別支援計画に沿った適切な支援サービスの提供に努めます。
	健康支援の強化と高齢ご利用者の対応	日々のバイタルや体調の変化に対して、確認を徹底するとともに、関係機関と連携し早期発見と早期治療に努めます。また、高齢のご利用者で身体機能の低下が著しい方については、サービス等の変更も踏まえ、必要に応じて適切な福祉サービスの変更について検討を行います。
	関係機関との連携	就労支援施設や企業実習先、町社会福祉協議会、自立支援協議会等の関係機関と協力して適切な支援サービスの提供を行います。
	事故等の防止	ご利用者の事故報告やヒヤリハット等の事例を職員会議や世話人会議等において検証し、ご利用者の事故防止と安全対策を更に推進します。
保健衛生	感染症対策の徹底	法人行動指針やマニュアル等を新型コロナウイルス感染症対策に各職員が理解のうえ業務遂行できるよう定期的に注意喚起文の発出に努めます。また、簡易抗原検査キットやPCR検査の積極的な活用を推進し感染拡大防止に努めます。
生きがい社会参加	人権の尊重と虐待の防止	定期的に虐待防止委員会を開催し、ご利用者の人権と尊厳を尊重した支援サービスの提供に努めるとともに、ご利用者の虐待防止に対する取り組みを更に推進します。
	家族との連携強化	感染症対策等により、ご利用者とご家族との交流機会が減少していることから、必要に応じて家庭訪問やWEB面会、電話連絡など、ご家族との情報共有と交流機会の確保に努めます。
	企業実習及び日中活動支援の充実	企業実習または日中活動先へ継続的に通うことが出来るよう、各関係事業所と緊密した連携に努めます。
食事提供	食事サービスの提供	栄養士が作成した献立表に基づき、朝食及び夕食について世話人とご利用者が共同で調理を行い、良好な人間関係の構築と家庭的な生活環境の提供に努めます。
家族会	家族会の事務局支援	家族会及び各種なんぷ〜香房及びGHぴあの事業が円滑に実施出来るよう家族会と緊密に連携を図りながら事業推進します。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、地域生活に必要なスキルアップの取り組みなどを適切に支援します。

令和5年度 共同生活援助事業所 びあ 組織機構図 (案)

